

きをそぐをふかそぎと云、十五六歳になりて女の髪そぎと云、祝事也、そぐとは刈る事也、後代にはうぶぞりとて、かみそりにて、胎髪を剃れども、古代には髪そる事はなし、欽明天皇、敏達天皇の御代に、佛法始て渡り來たりしより、法師になる者始て髪をそりし也、されば髪をそるは、天竺の風にて、いやしくいまいしき事なれば、小兒の髪をも、はさみにて刈りし也、うぶそりとて、剃刀にてするは、後代の風俗也。

〔歷世女裝考〕三産剃（うぶそぎ）に剃刀を用ひざる事胎髪（うぶかみ）を少しそり残す事

往古はさらなり、近きむかしまでも、僧尼の外、たゞ人の剃刀つかふ事なし、いかんとなれば、むかしは貴賤とも、髪は總髪（そくぱつ）髭（ひげ）は生へしだい、女の眉毛は鑷子にて抜たるゆゑ、男女とも剃刀の入用さらになし、且又剃刀は僧尼のづかふ物ゆゑ、忌てつかはざりしならん、僧尼の物なるから、剃刀は和名抄にも佛具の部にあり、又圓光大師傳に、大師の母御大なる剃刀を吞と夢みて、生れたる兒なれば、名僧にならんといひし事みえたり、是も剃刀は僧尼の外つかはざる物の一證とすべし。

〔倭名類聚抄三毛髮〕髻（むす）文字集略云、髻（むす）（丁果反）和名須々（すず）之呂（り）小兒剪髮所餘也。

〔箋注倭名類聚抄二毛髮〕新井氏曰、蘿蔔苗或名須々之呂、蓋蘿蔔苗漫地敷葉、其狀似小兒剪餘髮、故以名之、按今俗呼罌粟殼頭、蓋是類（る）。按玉簪髻小兒剪髮、禮記内則注、髻所遺髮也、與此義同說。

文髻髮墮也、段玉裁曰、髻本髮落之名、因以為存髮不翦者之名。

〔和漢三才圖會十二支體〕髮（むす）（中）

髻（むす）（音采）和名須須（すず）之呂、兒生三月剪髮、所留不翦者為髻、所其翦髮以及長為飾、謂之拂髻、示不忘生育恩也、親死三日、始脫之。

〔物類稱呼人倫〕髻す、しろしろにのこりたるをいふ、江戸にて、けし。ば。う。ず。といふ、上總にて